

高齢者等の

屋根融雪等整備費

を拡充して補助します！

冬期間の生活安全の確保・在宅生活の継続を支援することを目的としています。

〈補助金額〉

- ・ 所得税の区分要件なし
- ・ 対象経費の3分の2以内の額（千円未満端数切り捨て）
- ・ 限度額50万円



※補助金額の拡充は令和5年度まで！

（新築・改修どちらの工事も補助対象です）

〈補助対象世帯〉

- ・ **高齢者世帯**（満65歳以上の者のみで構成される世帯）
- ・ **身体障害者手帳所持者世帯**（世帯主または生計中心者が、1～4級または上肢・下肢・体幹機能・視覚障害5級または6級の者である世帯）
- ・ **療育手帳保持者世帯**（世帯主または生計中心者が、A1、A2またはB1の者である世帯）
- ・ **精神障害者保健福祉手帳所持者世帯**（世帯主または生計中心者が、1級～3級の者である世帯）
- ・ **要介護認定世帯**（世帯主または生計中心者が、要介護3以上に認定された者である世帯）
- ・ **母子世帯**（18歳未満の児童（満18歳に達する日以降における最初の3月31日までの間にある者）を現に扶養している母子世帯）

〈対象工事〉

- ・ **融雪式**：屋根の上で融雪できる設備を備えた方式
- ・ **落雪式**：適切な屋根勾配の上に金属板等落雪機能のある材料を利用し、人力によらず落雪する方式
- ・ **高床式**：床下の構造を非木造として床高1.5m以上とする方式
- ・ **耐雪式**：建築基準法による積雪荷重に耐えうることが構造計算で確認できる方式

◆注意事項◆

- ・ 過去にこの補助金の交付を受けた方は、前回と同じ方式で新たに整備する場合は対象になりません。
例）大屋根に落雪式屋根を整備し補助金の交付を受けた後、下屋に落雪式屋根を整備する場合
- ・ 必ず工事に着手する前に、下記窓口にて申請してください。

【問合せ先】

- | | | |
|-----------|-------------------|---------------|
| ・ 飛騨市役所 | 市民福祉部地域包括ケア課高齢支援係 | ☎0577-73-6233 |
| ・ 神岡振興事務所 | 市民振興課市民福祉係 | ☎0578-82-2252 |
| ・ 河合振興事務所 | 地域振興課総務市民福祉係 | ☎0577-65-2381 |
| ・ 宮川振興事務所 | 地域振興課総務市民福祉係 | ☎0577-63-2311 |

